

秋田市告示第302号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の指定について、秋田市財務規則(平成9年秋田市財務規則第37号)第43条の2第1項の規定に基づき、次の者を指定納付受託者に指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年10月25日

秋田市長 沼 谷 純

1 指定納付受託者の名称および所在地

名 称	所 在 地
株式会社秋田国際カード	秋田市大町一丁目3番8号
株式会社秋田ジェーシービーカード	秋田市大町二丁目4番44号
三井住友カード株式会社	東京都江東区豊洲二丁目2番31号 S M B C 豊洲ビル
株式会社ジェーシービー	東京都港区南青山五丁目1番22号 青山ライズスクエア

2 指定納付受託者に納付させる歳入

- (1) 佐竹史料館観覧料
- (2) 佐竹史料館使用料

3 指定納付受託者を指定した年月日

令和7年10月25日